



金 沢 市 公 報

第 3 2 2 6 号

令和 8 年(2026年) 9 月 1 日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○令和 3 年告示第135号（金沢市伝統的建造物 群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建 造物群保存地区の保存に関する計画を定めた ことについて）の一部改正について （歴史都市推進課）	1
○令和 3 年告示第136号（金沢市伝統的建造物 群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建 造物群保存地区の保存に関する計画を定めた ことについて）の一部改正について （ ” ）	2
○介護保険法の規定による事業者の指定につい て（2 件）（介護保険課）	2
○介護保険法の規定による事業の廃止について （ ” ）	3
○都市計画の決定について（都市計画課）	3
○市道の区域の変更について（道路管理課）	3
○道路の供用の開始について（ ” ）	3
●公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について （2 件）（農業水産振興課）	4
○開発行為に関する工事の完了について （建築指導課）	4

告 示

●金沢市告示第222号

令和 3 年告示第135号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

別図第 2－1 を次のように改める。

別図第 2－1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

（別図第 2－1 は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第 2－2 を次のように改める。

別図第 2－2 伝統的建造物（建築物）に係る図面（森山校下部分）

（別図第 2－2 は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第 2－3 を次のように改める。

別図第 2－3 伝統的建造物（建築物）に係る図面（馬場校下部分）

（別図第 2－3 は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別表第 1 中

87	M115	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 20 番 6 号	
----	------	----	-----	---------------------	--

を

87	M115	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 20 番 6 号	
88	M204	主屋	1 棟	金沢市山の上町 3 番 11 号	

に、

120	B331-2	土蔵	1 棟	金沢市東山 2 丁目 4 番 5 号	
-----	--------	----	-----	--------------------	--

を

120	B331-2	土蔵	1棟	金沢市東山2丁目4番5号	
121	B43	主屋	1棟	金沢市東山1丁目3番30号	
122	B171	主屋	1棟	金沢市東山1丁目29番11号	

に

改める。

●金沢市告示第223号

令和3年告示第136号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

別図第3-1を次のように改める。

別図第3-1 伝統的建造物（工作物）に係る図面（全体）

（別図第3-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第3-2を次のように改める。

別図第3-2 伝統的建造物（工作物）に係る図面（Aブロック）

（別図第3-2は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別表第2中

3	A工4-2	基壇石積	1式	金沢市野町1丁目2番8号（本長寺）	鐘楼跡
---	-------	------	----	-------------------	-----

を

3	削除				
---	----	--	--	--	--

に

改める。

●金沢市告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1760192003	訪問看護ステーションあどまーに	金沢市香林坊2丁目12番20号シャトル香林坊301号室	株式会社ノザン ライツライフケア	令和8年8月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790101503	ポラリストレーニングセンター三馬	金沢市三馬3丁目50番地	株式会社ポラリス	令和8年8月1日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770105425	デイサービスあおぞらハウス	金沢市三馬1丁目381番地	株式会社 Aozora	令和8年7月31日	通所介護

●金沢市告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金 沢 都 市 計 画 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業	金沢市武蔵町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	武蔵ヶ辻A地区
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市北袋町、芝原町、羽場町、東町、湯涌町、湯涌荒屋町及び湯涌田子島町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	地域交流拠点 湯涌地区

●金沢市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年9月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

道路の 種類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般 市道	富 樫 34号 高尾台3丁目線 13号	高 尾 台 3 丁 目 247番 1 先から	旧	2.7 ～ 5.0	35.0
		高 尾 町 子 136番 6 先まで	新	5.0 ～ 5.5	36.3
一般 市道	弓 取 14号 諸江町上丁線 3号	諸 江 町 上 丁 485番 5 先から	旧	3.5 ～ 3.6	41.9
		諸 江 町 上 丁 485番 9 先まで	新	5.0	42.5

●金沢市告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年9月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

路 線 名	区 間	供用開始日
-------	-----	-------

富 檜 34号	高 尾 台 3 丁 目	247 番 1	先から	令和8年9月1日
高尾台3丁目線 13号	高 尾 町 ち	136 番 6	先まで	
弓 取 14号	諸 江 町 上 丁	485 番 5	先から	令和8年9月1日
諸江町上丁線 3号	諸 江 町 上 丁	485 番 9	先まで	

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年9月1日から同年10月1日まで

(2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和8年10月2日から同月16日まで（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和8年9月1日から同年10月1日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年9月1日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市宮保町ホ33番 1	金沢市宮保町ホ31番地 水落 樹 水落 彩乃

令和8年(2026年)9月1日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄